AMDA国際医療情報センターの活動について

AMDA国際医療情報センター所長
小林米幸

1 設立の経緯

AMDA国際医療情報センターは、AMDA（アジア医師連絡協議会）日本支部が在日外国人の医療問題に取り組むという国内プロジェクトを推進するために、平成三年四月に東京世田谷のワンルームマンションの一室にオープンした組織です。センター設立を企画提案したのは私自身です。

一〇年前、私は勤務医としての業務のかたわら、インドシナ難民として日本に来た人びとの健康管理をボランティアとして行っていました。日本語のわからない人が日本で治療を受けることは、ほんとうにたいへんなことです。当時、日本に住む外国人が急増し、外国人をめぐるさまざまな医療問題が新聞、テレビなどで大きく取り上げられつつありました。私はその後、地域住民として日本人同様外国人も受け入れる通訳付きの小林国際クリニックを開業しました。現在、英語、北京語、広東語、潮州語、韓国語、ベトナム語、カンボジア語での通訳サービスがあります。

開業してみると、外国人の方から数多くの医療相談電話がかかってきました。あまりに相談電話が多くて、診療に支障が出るほどでした。その相談の内容やマスコミで報道される外国人に関する医療問題の多くは、外国人が日本の医療・福祉制度に関する情報から疎外されているために起こったものと考えられました。もし、外国人に日本の医療情報を提供する機関があったならば、多くは問題化することなく避けることができたろうと考えたのです。そこでAMDAのメンバーにこのような機関の設立を提案し、設立資金六〇〇万円を集め、AMDA国際医療情報センターを設立しました。

2 その後の経過

平成三年四月に、事務局員二名、ボランティアの通訳数名で、電話での無料医療・医事相談を開始しました。英語以外の言語は不定期で頼りない態勢であったにもかかわらず、最初の一年間の相談件数は一、一〇四件にも達しました。

二年目になって東京都衛生局から連絡がありました。東京都も、増え続ける外国人都民のために医療相談事業を開始する計画をもっていましたが、東京都自身が行うよりも民間団体に委託したほうが効果が上がるのではないかと、AMDA国際医療情報センターに接触してきたのです。一年半にも及ぶ話し合いの結果、ボランティアで行う医療・医事相談とは別に、外国人都民に対する医療情報の提供事業や救急通訳事業を東京都からの委託事業として請け負うことになり、これに伴い、平成五年三月に新宿区のビルの中に移転しました。

また、平成五年一二月には関西新空港開港に伴い、外国人の急増が予測された関西地区に対応するため、AMDA国際医療情報センター関西を大阪市にオープンし、現在に至っています。

なお昨年度の相談件数は、AMDA国際医療情報センター東京三、一八五件、同関西一、一二七件、計四、三一二件です。

3 AMDA国際医療情報センターの業務

(1)外国語による医療情報の提供（電話無料医療・医事相談）
(2)外国人患者受け入れに関する日本の医療従事者を対象としたシンポジウム、セミナーの開催
(3)外国人医療に関する出版事業（一一か国語対応診察補助表、九か国語対応服薬指導本など）
(4)東京都委託事業

4 電話医療・医事相談業務への対応人員

AMDA国際医療情報センター東京：事務局六名、通訳約七〇名
AMDA国際医療情報センター関西：事務局二名、通訳約一五名

なお通訳として業務にあたる外国人の方には、一定以上の日本語の読み書きの能力を要求し、さらに実際の相談業務に携わる前に、専門家による日本の医療制度をはじめとする関連事項に関するオリエンテーションを受けていただいています。

5 連絡先および対応言語、対応時間

●AMDA国際医療情報センター東京　TEL 03－5285－8088
・英語、中国語、スペイン語、韓国語、タイ語
　月～金　九時～一七時
・ポルトガル語
　月、水　九時～一七時
・ペルシャ語
　火　九時～一七時
・フィリピノ語
　水　九時～一七時
●AMDA国際医療情報センター関西　TEL 06－636－2333
・英語、スペイン語
　月～金　九時～一七時
・中国語
　月、火　一〇時～一三時
・ポルトガル語
　金　一一時～一七時

6 相談への対応（例）

・言葉の通じる病院を紹介してほしい

関東、関西を中心にそれぞれ一五〇件ずつ、計三〇〇件近くの外国語で対応できる協力医療機関のリストがあり、この中からご紹介しています。

・日本の医療・福祉制度に関する相談

制度に詳しい事務局員が通訳を介してお答えします。さらに詳しい情報が必要な場合には、時間をいただいて調査をしてからお答えしています。

・病院に行ったのだが言葉が通じない

本来の相談業務に支障のない範囲で電話で通訳をいたします。

7 相談者の傾向

当初、外国人からの相談が圧倒的に多かったのですが、この二～三年は外国人が通院または入院している医療機関の医師、看護婦、ソーシャル・ワーカー、保健所の方、外国人を雇用している会社、行政の外国人向け相談窓口、他のNGOからの相談なども目立って増えています。

8 母子保健に関する相談件数と相談内容

設立以来、一万件を超える相談件数の約二〇％が母子保健関連でした。国籍別にみてもこの傾向は共通しています。例えばアメリカ人からの相談の二二％、同じくイギリス人からの二三％、ブラジル人からの二二％、ペルー人からの二五％、フィリピン人からの二八％、韓国人からの二一％、タイ人からの一八％が母子保健関連の相談でした。例外はイラン人で、七％を占めるにすぎませんでした。これは、日本に現在居住しているイラン人の多くが出稼ぎ目的の男性であることに起因しているものと考えられます。

相談内容を、妊娠・出産に関するものと小児に関するものに分けてみました。前者では費用に関するもの、出産方法に関するもの、中絶に関するもの、産前母親教室に関するものなどが目立ちます。出産方法や産前母親教室に関する相談は、特に欧米系外国人に多い傾向です。

中絶に関する相談は、中国人に多い印象を受けます。本国における一人っ子政策の影響があるのかもしれま

せん。

小児の相談では、予防接種、育児などの相談が多い傾向です。なかでも特に目立つのは予防接種に関する相談で、どこで受けられるのか、自国で受けてきた予防接種との調整をどうしたらよいのか、予防接種の問診用紙の内容がわからない、費用はいくらかなど多岐にわたっています。予防接種関連の相談は、学問的内容に答えるには専門家の知恵が必要なこと、予防接種に関する制度が地方自治体により異なっていることから、制度に関して答えるには地方自治体担当窓口に問い合わせをしなければならない場合も少なくありません。

これらの相談は、地域住民として居住している日本語の読み書きのできない外国人への対応、すなわち地域の国際化が相変わらず進んでいない実態を示しているとともに、外国人の定住傾向が強まるなかでますます増加していくものと考えられます。

費用に関する質問に的確に答えるには、母子保健関連の医療・福祉制度と外国人への適用条件について知っておく必要があります。例えば予防接種は、外国人登録をしている人なら日本人と同様の条件で受けることができる。そして外国人登録は日本に三か月以上滞在する資格のある人には義務づけられている。また児童福祉法第二二条（出産に対する助成制度）は在留資格のない外国人（不法滞在者）にも適用されるなど。正常分娩は自費診療となり、すなわち医療機関により費用が異なることも知っておく必要があります。

国民健康保険や健康保険の掛け金が高いので、民間会社の保険に入っているという人も少なくありません。民間会社の保険では分娩はカバーされませんが、国民健康保険や健康保険に加入していると、出産後、三〇万円近くの金額が個人に戻ってくるということも、けっこう知られていません。